

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）に関するパブリックコメントの実施について

1 目 的

村では、学校施設の老朽化と少子化がすすむなか、今後の学校のあり方について、令和2年7月に「清川にひとつの 清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」という方針決定をしました。その後、令和5年12月には「清川村幼小中一貫校施設整備基本構想」を策定し、約2年間の検討期間を経て基本計画（案）をまとめましたので、皆さまからの御意見を募集します。

2 パブリックコメントの対象

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画（案）

3 基本計画（案）及び関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で、令和8年1月30日（金）から令和8年2月13日（金）まで閲覧を行います。

- (1) 清川村役場 4階 教育委員会事務局 学校教育課窓口
- (2) 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1階 清川村図書館
- (3) 清川村ホームページ

4 意見の提出期間

令和8年2月3日（火）から令和8年2月13日（金）まで

※ 郵送の場合は、末日の消印有効とします。

5 意見の提出資格

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及び※その他団体。
※その他団体の構成員は、住民に限る。構成員名簿（住所、氏名を記載）の提出が必要です。様式は任意です。
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者

6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

(1) 持参する場合

清川村役場 4階 教育委員会事務局 学校教育課窓口へ直接提出してください。

(2) 郵送する場合

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地
清川村教育委員会事務局 学校教育課

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-288-1262

(送信先 清川村教育委員会事務局 学校教育課)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(送信先 教育委員会事務局 学校教育課)

電子メールの件名

「清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)に関するパブリックコメント」

7 意見の取扱い

提出された意見は、清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)の制定にあたって参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方及び修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

8 関連する資料

【パブリックコメントの対象】

清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)

【関連資料】

- (1) 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)に関するパブリックコメントの実施について
- (2) 意見提出用紙
- (3) 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱
- (4) 清川村幼保小中一貫校施設整備基本計画(案)

9 問い合わせ

清川村教育委員会事務局 学校教育課

電話 046-288-1215 (直通)

ファックス 046-288-1262

電子メール iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp